

## 議案第71号

### 財産を無償で譲渡すること（県営住宅小江尾団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	日野郡江府町大字江尾49番地1	1,603.79平方メートル
建物	日野郡江府町大字江尾49番地1	3棟（6戸） 325.08平方メートル

#### 2 相手方

日野郡江府町大字江尾475番地

江府町

#### 3 理由

県営住宅小江尾団地は、既に江府町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理

してもらいため、江府町に無償で譲渡するものである。